

議会受付番号	鎌議第 1304 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長 (総務部 職員課) (総務部 管財課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

日本共産党が及ぼす影響を受けた政策創造課の職場環境について産業医の意見

### 2 質問の要旨

本日 9 月 29 日 17 時 45 分頃から 18 時 20 分までの間、吉岡副議長会派である日本共産党鎌倉市議会議員団に於いてリソグラフと推察される印刷で行う音が聞こえている。

相当大きい騒音であり、隣室に在室する者としても集中力の乱れや不快感など悪影響を及ぼしている。私の感覚としては、労働安全衛生の観点、公害やストレスにおける受任度合から限界を超えているところだが、同じく隣室の政策創造課の職場環境として問題が及んでないか。政策創造課への悪影響が大変懸念されるどころだ。尚、17 時 45 分から少なくとも 18 時 20 分の間は現認したところ、政策創造課は課長はじめ複数の職員が残業をしていた。安全衛生委員会での対応は勿論、産業医として職場巡視を行い、医学的見地からみた意見は如何であるのか。又、同会派室にかかる電気代は、平成 27 年に入ってから月別いくら発生しているか。明らかにせよ。

### 3 答弁

政策創造課に事実を確認したところ、当該時間帯は課長以下の職員全員が超過勤務を行っていました。その際、政策創造課では印刷機の音に気が付かず、ご指摘の認識が無かったと聞いていますが、今後も職場巡視の際には、恒常的な騒音によって職場への悪影響を及ぼす恐れが無いかについて確認をしていきます。

なお、本庁敷地内の電気代については、全体での支払いのため、特定の範囲の電気代を提示することはできません。